

大阪府警察条件付採用期間中の職員の重点指導等に関する要綱の制定について

平成29年3月27日

例規（務）第33号

この要綱は、身上若しくは服務上の問題又は健康状態に起因する問題を有すると認められる条件付採用期間中の職員に対して実施する重点的な指導その他職員に対する必要な措置の実施に関し必要な事項を定めたもので、

- 重点指導学生等及び重点指導職員の指定等に関すること
- 重点指導の実施に関すること
- 心身の故障等に対する処置に関すること

などの項目からなっている。